

茅野市・原村地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 茅野市及び原村は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、茅野市・原村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、茅野市塚原二丁目6番1号、茅野市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第5条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表のとおりとする。

- 2 委員の任期は、4年とする。ただし、団体等から選出された委員については、この限りでない。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 監事 2人

2 会長は、茅野市長をもって充てる。

3 副会長は、委員の互選により選出する。

4 監事は、委員の中から会長が指名する。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

7 監事は、協議会の会計を監査する。

8 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることと

し、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会に関する事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、茅野市役所内に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が清算する。

(規約の変更)

第11条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年2月19日から施行する。